

(4) 職員手当の状況 (平成 28 年 4 月 1 日現在)

| 手当の種類 | 内 容 | | | | |
|------------------|---|---------------------|----------------------|---------------------|----------|
| 扶養手当 (部長職を除く) | 配偶者 13,500 円 | 子ども等 6,000 円 | 特定期間の加算 4,000 円 (※1) | | |
| 地域手当 | 給料、扶養手当、管理職手当の合計額の 15% | | | | |
| 住居手当 (管理職を除く) | 35 歳未満の世帯主等 (借家・借間) 15,000 円 | | | | |
| 通勤手当 | 交通機関 6 か月定期等の最も経済的な額 自動車等 使用距離に応じて 2,600 円～ 15,000 円の範囲内の額 | | | | |
| 特殊勤務手当 | 著しく危険、不快、不健康、その他特殊な業務についたときに支給される手当 | | | | |
| 期末、勤勉手当 | (平成 27 年度支給実績) | | | | |
| | 区 分 | | 6 月期 | 12 月期 | 合 計 |
| | 部長職 | 期末手当 | 0.925 月分 | 1.075 月分 | 2.000 月分 |
| | | 勤勉手当 | 1.100 月分 | 1.200 月分 | 2.300 月分 |
| | 課長職 | 期末手当 | 1.025 月分 | 1.175 月分 | 2.200 月分 |
| | | 勤勉手当 | 1.000 月分 | 1.100 月分 | 2.100 月分 |
| 係長職以下 | 期末手当 | 1.225 月分 | 1.375 月分 | 2.600 月分 | |
| | 勤勉手当 | 0.800 月分 | 0.900 月分 | 1.700 月分 | |
| 退職手当 | (支給率) | 勤続 20 年 23.50 月分 | 勤続 25 年 31.50 月分 | 勤続 35 年 45.00 月分 | |
| 管理職手当 | 部長 106,500 円 | 課長 80,000 円 | | | |
| その他の手当 | 上記の他に単身赴任手当、管理職員特別勤務手当、労働基準法の規定に基づいて支給している時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当などがあります。 | | | | |

※1 特定期間の加算とは、扶養親族の子のうち 16 歳から 22 歳にある子がいる場合に子の金額に加算する額です。

○ 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間 (平成 28 年 4 月 1 日現在)

職員の勤務時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までの 1 日 7 時間 45 分、週 38 時間 45 分です。夜間窓口や総合病院の看護師などで、交代勤務により職務に従事する職員もいますが、勤務時間は週 38 時間 45 分を原則として、勤務の割り振りを行っています。

(2) 休暇等の概要

休暇等の種類は、年次休暇、病気休暇、公民権の行使、生理休暇、結婚休暇、産前産後の休養、母子保健健診休暇、出産介護休暇、育児時間、子どもの看護休暇、忌引、父母の祭日休暇、ドナー休暇、夏季休暇、長期勤続休暇、ボランティア休暇、介護休暇、短期の介護休暇、災害事故休暇、育児休業、部分休業です。なお、年次休暇の昨年の平均取得日数は、11.6 日です。

○ 職員のサービスの状況

職員は全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、全力で職務を遂行しなければいけません。職務の遂行にあたって職員が守るべき義務は、次のとおりです。

| 区 分 | 内 容 | 違反者数 (平成 27 年度) |
|------------|---|--------------------|
| 職務命令等に従う義務 | 職員は法令等の定める規程に従い、かつ上司の職務上の命令に忠実に従わなければなりません。 | 0 人 |
| 信用失墜行為の禁止 | 職員は職の信用を傷つけたり、職の全体の不名誉となる行為をしてはいけません。 | 0 人 |
| 守秘義務 | 職員は職務上知り得た秘密を漏らしてはいけません。 | 0 人 |
| 職務専念義務 | 職員は勤務時間中全力で職務を遂行しなければいけません。ただし、研修を受ける場合、厚生に関する計画の実施に参加する場合などに限り、職務専念義務が免除されます。 | 0 人 |
| 政治的行為の制限 | 職員は政党その他の政治的団体の結成に関与する等の政治的行為が禁止されるなどの制限があります。 | 0 人 |
| 争議行為等の禁止 | 職員は争議行為等が禁止されています。 | 0 人 |
| 営利企業等の従事制限 | 職員は営利企業等に従事することは制限されており、従事する場合には許可を受けなければなりません。なお、公務の遂行に悪影響を及ぼさないと判断できるものについては、任命権者の許可を得ることによって営利企業等に従事することができます。 | 0 人 |

○ 職員の研修の状況

職員研修実施状況 (平成 27 年度) ※総合病院診療部門を除く

| 区 分 | 受講者数 | 備 考 |
|---------------------|---------|--|
| 東京都市 町村職員 研修所 | 165 人 | 新任職員、部課長職員等の階層別研修 |
| 実務研修等 | 214 人 | 行政法 I、地方自治法、地方公務員法、政策法務、システム調達導入、財政科、契約科、固定資産税科、徴収科、廃棄物対策科、メンタルヘルス研修等の実務研修 |
| 国・東京都の研修機関 | 15 人 | 総務省自治大学校、環境省環境調査研修所、国土交通省国土交通大学校、東京都特別区職員研修所等への派遣 |
| 独自研修 | 3,674 人 | 階層別研修、接遇研修、会計実務研修、交通安全講習会、公務員倫理研修、情報セキュリティ研修、マイナンバー研修等 |

○ 職員の福祉および利益の保護の状況

(1) 福利厚生制度

職員の福利厚生制度として、地方公務員法第 42 条の規定に基づき、青梅市職員互助会を設置し、職員の元気回復その他福利厚生に関する事業を行っています。この互助会は、職員の会費および市の交付金などで運営されています。なお、平成 27 年度の会費および交付金は、毎月、給料月額に 1000 分の 2.5 を乗じた金額です。

また、職員の共済制度は、地方公務員等共済組合法に基づき、職員と市において分担拠出する財源により、短期給付事業 (医療関係等)、長期給付事業 (年金関係)、福祉事業 (人間ドック事業等) を行っており、社会保険制度の一環とされています。

(2) 公務災害補償の概要 ※総合病院を除く

(単位：人)

公務上、通勤途上の災害により、負傷等または死亡した場合には、地方公務員災害補償基金から一定の補償が行われます。

平成 27 年度の補償件数は、右のとおりです。

| 区分 | 傷病 | 死亡 |
|------|----|----|
| 公務災害 | 1 | 0 |
| 通勤災害 | 0 | 0 |

(5) 特別職等の報酬等の状況 (平成 28 年 4 月 1 日現在)

| 区 分 | | 給料月額等 |
|------------------------|--|---|
| 給 料 | 市 長 | 1,010,000 円 |
| | 副市長 | 880,000 円 |
| | 教育長 | 805,000 円 |
| | 病院事業管理者 | 1,410,000 円 |
| 報 酬 | 議 長 | 625,000 円 |
| | 副議長 | 560,000 円 |
| | 議 員 | 530,000 円 |
| 期末手当 (平成 27 年度支給実績) | 市 長 議 長 副市長 副議長 教育長 議 員 病院事業管理者 | 6 月期 2.025 月分 12 月期 2.275 月分 合 計 4.300 月分 |

○ 職員の分限および懲戒処分の状況

分限処分は、公務能率の維持を目的として、本人の意に反してその身分に不利益な変動をもたらす処分です。分限処分には、免職、休職、降任、降給の 4 種類があります。

懲戒処分は、公務員としてふさわしくない非行があった場合に公務員関係の秩序を維持するために、職員の道義的責任を追究して行う処分です。懲戒処分には、免職、停職、減給、戒告の 4 種類があります。

平成 27 年度の状況は、次のとおりです。

(単位：人)

| 区 分 | 分限処分 | | | | 懲戒処分 | | | |
|------|------|----|----|----|------|----|----|----|
| | 免職 | 休職 | 降任 | 降給 | 免職 | 停職 | 減給 | 戒告 |
| 処分者数 | 0 | 16 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

○ 職員の休業に関する状況

平成 27 年度の育児休業および部分休業の取得状況

※総合病院診療部門を除く

| 区 分 | 育児休業 | 部分休業 |
|------|------|------|
| 男性職員 | 0 人 | 1 人 |
| 女性職員 | 10 人 | 0 人 |

○ 職員の退職管理の状況

地方公務員法において退職職員による現職職員への働きかけが規制されており、青梅市職員の退職管理に関する条例に基づき、職員の退職管理の適正化を図っています。

※総合病院診療部門を除く

平成 27 年度末における退職者 (課長職以上) の再就職等の状況

| 区 分 | 再就職者数 |
|--------|-------|
| 本市外郭団体 | 1 人 |
| 民間企業等 | 2 人 |

○ 職員の人事評価の状況

職員の職務で発揮された能力などについて、毎年評価を行っています。平成 27 年度は、次の内容で実施しました。

評価期間 平成 27 年 4 月 1 日～28 年 3 月 31 日

評価対象者 全職員

評価項目 業績 (目標や職務の達成度など)、態度 (責任感、積極性、規律性など) および能力 (理解・判断力、企画力、指導力など)

○ 公平委員会の業務の状況

(1) 勤務条件に関する措置の要求の状況

職員は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、公平委員会に対して、市の当局により適当な措置がとられるべきことを要求することができます。平成 27 年度の状況は、次のとおりです。

(単位：件)

| 年度当初係属件数 | 年度中申立て件数 | 年度中処理件数 | 年度末係属件数 |
|----------|----------|---------|---------|
| 0 | 0 | 0 | 0 |

(2) 不利益処分に関する不服申立ての状況

職員は、懲戒その他意に反する不利益な処分に関して、公平委員会に不服の申し立てをすることができます。

平成 27 年度の状況は、次のとおりです。

(単位：件)

| 年度当初係属件数 | 年度中申立て件数 | 年度中処理件数 | 年度末係属件数 |
|----------|----------|---------|---------|
| 0 | 0 | 0 | 0 |

人事行政の運営等の状況

この公表は、地方公務員法第 58 条の 2 の規定に基づき公表するものです。

問い合わせ 職員課人事給与係

○ 職員の任免および職員数に関する状況

(1) 任命権者別一般職の職員の任免および職員数の状況

(単位：人)

| 区分 | 平成 27 年 4 月 1 日現在 職員数 (a) | 採用等の状況 | | | 退職等の状況 (平成 27 年 4 月 2 日～ 28 年 4 月 1 日) | | | | | 平成 28 年 4 月 1 日 現在職員数 (j = a + d - i) | 前年度 比較 (j - a) |
|-------------|------------------------------------|--|---------------------------|------------------|--|-------------|-----------|------------|--------------------------|---|----------------------|
| | | 平成 27 年 4 月 2 日～ 28 年 3 月 31 日 (b) | 平成 28 年 4 月 1 日 (c) | 計 (d = b + c) | 定年退職 (e) | 普通退職 (f) | 死亡 (g) | その他 (h) | 計 (i = e + f + g + h) | | |
| 市長の補助職員 | 580 (46) | 1 | 44 (10) | 45 (10) | 15 | 9 (1) | 0 | 10 (17) | 34 (18) | 591 (38) | 11 (△ 8) |
| 市立総合病院の職員 | 742 (18) | 16 | 52 (4) | 68 (4) | 7 | 76 (1) | 0 | 3 (6) | 86 (7) | 724 (15) | △ 18 (△ 3) |
| 議会の職員 | 11 | 0 | 1 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 | 11 | 0 |
| 教育委員会の職員 | 140 (16) | 0 | 8 (2) | 8 (2) | 7 | 2 | 1 | 12 (3) | 22 (3) | 126 (15) | △ 14 (△ 1) |
| 選挙管理委員会の職員 | 4 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 4 | 0 |
| 監査・公平委員会の職員 | 4 | 0 | 2 (1) | 2 (1) | 1 | 0 | 0 | 2 | 3 | 3 (1) | △ 1 (1) |
| 農業委員会の職員 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 計 | 1,481 (80) | 17 | 107 (17) | 124 (17) | 31 | 87 (2) | 1 | 27 (26) | 146 (28) | 1,459 (69) | △ 22 (△ 11) |

(注) 1 () 内は、再任用短時間勤務職員で外数です。

2 職員数は上記の他に、東京都十一市競輪事業組合へ 1 人、東京都後期高齢者医療広域連合へ 2 人派遣しており、平成 28 年 4 月 1 日現在の青梅市の総職員数は、1,462 人となります。

(2) 部門別職員数の状況 (各年 4 月 1 日現在)

(単位：人)

| 区分 | 職員数 | | | 平成 27 年と 28 年の比較増減状況 | | | |
|--------|------------|-----------|--------------|----------------------|-----|--------|------------|
| | 平成 26 年 | 平成 27 年 | 平成 28 年 | 増員数 | 減員数 | 主な増減理由 | |
| 一般行政部門 | 議会 | 11 (0) | 11 (0) | 11 (0) | 0 | 0 | |
| | 総務 | 172 (3) | 174 (2) | 178 (4) | 10 | 6 | 組織改正、職員派遣 |
| | 税務 | 55 (0) | 55 (0) | 55 (0) | 0 | 0 | |
| | 民生 | 79 (5) | 82 (3) | 86 (4) | 6 | 2 | 組織改正、欠員補充 |
| | 衛生 | 56 (0) | 54 (△ 2) | 54 (0) | 0 | 0 | |
| | 農林水産 | 11 (△ 1) | 11 (0) | 13 (2) | 2 | 0 | 組織改正 |
| | 商工 | 9 (0) | 9 (0) | 9 (0) | 0 | 0 | |
| | 土木 | 107 (3) | 103 (△ 4) | 108 (5) | 6 | 1 | 組織改正、欠員補充 |
| | 小計 | 500 (10) | 499 (△ 1) | 514 (15) | 24 | 9 | |
| 特別行政 | 教育 | 154 (△ 5) | 150 (△ 4) | 132 (△ 18) | 2 | 20 | 組織改正、欠員補充 |
| | 小計 | 154 (△ 5) | 150 (△ 4) | 132 (△ 18) | 2 | 20 | |
| 普通会計 | 654 (5) | 649 (△ 5) | 646 (△ 3) | 26 | 29 | | |
| 公営企業等 | 病院 | 738 (20) | 742 (4) | 724 (△ 18) | 0 | 18 | 人員未配置 |
| | 下水道 | 27 (2) | 27 (0) | 26 (△ 1) | 1 | 2 | 業務量増、人員未配置 |
| | その他 | 62 (△ 2) | 63 (1) | 63 (0) | 1 | 1 | 業務量増、部門間異動 |
| | 小計 | 827 (20) | 832 (5) | 813 (△ 19) | 2 | 21 | |
| 合計 | 1,481 (25) | 1,481 (0) | 1,459 (△ 22) | 28 | 50 | | |

(注) 1 () 内の数値は、対前年の増減数です。

2 職員数は、地方公共団体定員管理調査に基づく数値で、平成 26 年までは教育長を含んでいます。

(3) 役職別職員数

市役所においては、課を単位に仕事が行われており、同じ分野の課をまとめて部が置かれています。そして部に部長、課に課長、係に係長などを置いています。

平成 28 年 4 月 1 日現在の状況は右のとおりです。
※総合病院診療部門を除く

| 区分 | 職員数 |
|------|-------|
| 部長職 | 14 人 |
| 課長職 | 60 人 |
| 係長職 | 168 人 |
| 主査職 | 4 人 |
| 副主査職 | 47 人 |
| 主任職 | 314 人 |
| 主事職 | 161 人 |

(4) 昇任試験の状況 (平成 27 年度)

昇進の基本原則は能力主義、成績主義に基づき行っています。管理職候補者等を見いだす方法として、課長職、係長職、主査職、副主査職および主任職については昇任試験を課しています。

※総合病院診療部門を除く

| 区分 | 受験者 | 合格者 |
|------|------|------|
| 課長職 | 22 人 | 12 人 |
| 係長職 | 23 人 | 19 人 |
| 主査職 | 7 人 | 0 人 |
| 副主査職 | 5 人 | 1 人 |
| 主任職 | 48 人 | 33 人 |

○ 職員の給与の状況

(1) 部門別給与等の状況 (平成 26・27 年度決算)

(単位：千円)

| 区分 | 給料 | | | 職員手当 | | | 共済費 | | | 計 | | | |
|----------|---------------------|---------------------|----------------------|---------------------|---------------------|----------------------|---------------------|---------------------|----------------------|---------------------|---------------------|------------------|-------------|
| | 平成 26 年度 決算額 (a) | 平成 27 年度 決算額 (b) | 前年度比較 (c = b - a) | 平成 26 年度 決算額 (d) | 平成 27 年度 決算額 (e) | 前年度比較 (f = e - d) | 平成 26 年度 決算額 (g) | 平成 27 年度 決算額 (h) | 前年度比較 (i = h - g) | 平成 26 年度 決算額 (j) | 平成 27 年度 決算額 (k) | 前年度比較 (k - j) | 対前年度 伸び率 |
| 市長部局 | 2,444,490 | 2,383,735 | △ 60,755 | 2,260,814 | 2,418,422 | 157,608 | 811,995 | 793,693 | △ 18,302 | 5,517,299 | 5,595,850 | 78,551 | 1.4% |
| 市立総合病院 | 2,714,584 | 2,674,785 | △ 39,799 | 2,539,122 | 2,740,562 | 201,440 | 872,596 | 905,465 | 32,869 | 6,126,302 | 6,320,812 | 194,510 | 3.2% |
| 議会 | 46,961 | 49,950 | 2,989 | 30,398 | 33,945 | 3,547 | 16,355 | 16,610 | 255 | 93,714 | 100,505 | 6,791 | 7.2% |
| 教育委員会 | 649,007 | 614,694 | △ 34,313 | 387,067 | 398,611 | 11,544 | 204,188 | 191,284 | △ 12,904 | 1,240,262 | 1,204,589 | △ 35,673 | △ 2.9% |
| 選挙管理委員会 | 16,196 | 16,152 | △ 44 | 21,884 | 27,175 | 5,291 | 5,430 | 5,394 | △ 36 | 43,510 | 48,721 | 5,211 | 12.0% |
| 監査・公平委員会 | 19,061 | 18,165 | △ 896 | 14,183 | 12,607 | △ 1,576 | 6,589 | 6,002 | △ 587 | 39,833 | 36,774 | △ 3,059 | △ 7.7% |
| 農業委員会 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0.0% |
| 計 | 5,890,299 | 5,757,481 | △ 132,818 | 5,253,468 | 5,631,322 | 377,854 | 1,917,153 | 1,918,448 | 1,295 | 13,060,920 | 13,307,251 | 246,331 | 1.9% |

(2) 初任給の状況 (平成 28 年 4 月 1 日現在)

| 区分 | 初任給 | |
|-------|-----|-----------|
| 一般行政職 | 高校卒 | 144,600 円 |
| | 大学卒 | 181,200 円 |

(3) 職員の平均給料月額、平均給与月額および平均年齢の状況

| 区分 | 平成 28 年 4 月 1 日現在 | | |
|-----------------|-------------------|-----------|-----------|
| | 平均給料月額 | 平均給与月額 | 平均年齢 |
| 一般行政職 | 330,700 円 | 449,809 円 | 43 歳 3 月 |
| 一般技能職 | 375,300 円 | 447,884 円 | 53 歳 11 月 |
| 医療職 | 313,650 円 | 400,985 円 | 42 歳 3 月 |
| 企業職 (市立総合病院の職員) | 309,100 円 | 499,180 円 | 38 歳 6 月 |

(注) 1 平均給料月額は、4 月に職員に支給される基本給としての給料を職員数で除したものです。

2 平均給与月額は、4 月に職員に支給される給料と職員手当 (扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、管理職手当、時間外勤務手当等) の合計額を職員数で除したものです。